

付 議 第 8 号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和8年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

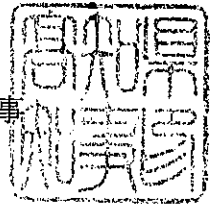
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



8 高財政第 120 号
令和 8 年 5 月 28 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 8 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 8 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 2 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 4 令和 8 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号。次項において「令和7年内閣府令第80号」という。）第3条」を「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号。次項において「令和7年内閣府令第104号」という。）附則第8条」に改め、同条第2項中「令和7年内閣府令第80号第4条」を「令和7年内閣府令第104号附則第9条」に改め、同条第3項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）第1条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）第1条及び第4条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）が一部改正され、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることとされたことを考慮し、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）の引用規定の整理をするとともに、保育所における保育士の数の算定に当たって、当該保育所に勤務する理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとされたこと等を考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）の引用規定の整理をしようとするものである。

新	旧	対	照	表
新				旧
高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）			高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）	
第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。			第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。	
(1) 指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。）及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準			(1) 指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。）及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準	
(2)・(3) 略			(2)・(3) 略	
(4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準			(4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	
(5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (定義)			(5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (定義)	
第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。			第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。	
(1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項にお			(1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項にお	

いて「指定通所支援等基準省令」という。)

(2) 略

(3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項において「指定障害児入所施設等基準省令」という。)

(4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。)

（指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号。次項において「令和7年内閣府令第104号」という。）附則第8条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定める

いて「指定通所支援等基準省令」という。)

(2) 略

(3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項において「指定障害児入所施設等基準省令」という。)

(4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。)

（指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号。次項において「令和7年内閣府令第80号」という。）第3条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定める

ものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和 7 年内閣府令第104号附則第 9 条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

- 3 法第45条第 1 項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第 6 条及び第 6 条の 2 を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第10号）第 1 条及び第 4 条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

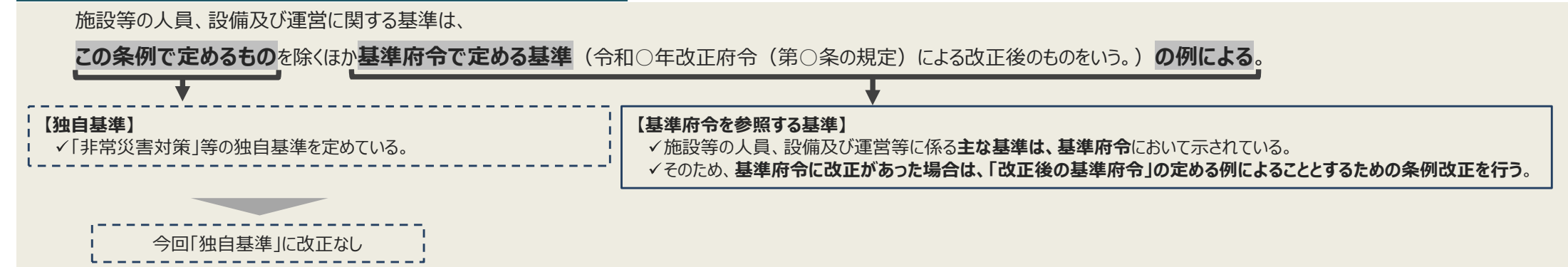
ものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和 7 年内閣府令第80号第 4 条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

- 3 法第45条第 1 項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第 6 条及び第 6 条の 2 を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第92号）第 1 条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

概要 ✓ 県の基準条例が規定している人員、設備、運営等の基準について参照している国の基準府令が一部改正されたことを考慮し、改正するもの

1 参考（基準府令を踏まえて制定している基準条例の構造）



2 条例改正の概要（基準府令の改正のポイント）

主な改正	改正内容		改正の背景・理由
児童対象性暴力等の防止	【現行】 基準なし	【改正後】 <u>施設等の設置者は児童対象性暴力等を防止し、児童対象性暴力等が行われた場合に被害児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童等と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童等に接するもの）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	➤ こどもに対する性犯罪・性暴力を未然に防ぐため、教育・保育等の現場で従事者による加害を防止することを目的として制定された「こども性暴力防止法」の施行に伴い、必要な基準を整備するもの。
保育所における専門職の活用	【現行】 基準なし	【改正後】 保育士の数の算定に当たっては、 <u>当該保育所に勤務する理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</u> ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	➤ 保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れが増えている状況を踏まえ、多様なニーズをもつこどもへの専門的支援を確保・充実する必要があるため。
保育所の職員配置基準の経過措置の一部改正	【現行】 保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 <u>当分の間</u> 従来の基準により運営することができる。	【改正後】 満3歳以上満4歳未満の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数の経過措置について <u>令和10年3月31日まで</u> とする。	➤ 職員配置の改善の状況を踏まえた改正 ※令和6年の改正により職員配置基準が保育士1人につき子ども20人→15人へと改正されたが、当分の間は従来の20人で可とする経過措置が設けられ、その適用期間が令和10年3月31日までとされたものの。

3 施行期日

公布の日から施行する。児童対象性暴力等の防止については、令和8年12月25日から施行する。